

PEFC ガイド

PEFC GD 1009:2018

PEFC 手順文書

2018年10月5日

PEFC 評議会理事会に関わる指名および選任の手順

PEFC 評議会
Route de Pre-Bois 20
1215, Geneva, Switzerland
電話：41-22-799-4540
ファックス：41-22-799-4550
W-mail: info@pefc.org
Web: www.pefc.org

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書**©PEFC 評議会 2018**

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権保護の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権がおよぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体 (NGB) によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題 : PEFC 評議会理事会に関わる指名および選任の手順

文書名 : PEFC GD 1009:2018

承認 : PEFC 評議会理事会

2018 年 10 月 5 日

発効日 : 2018 年 10 月 5 日

前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の主張やラベルが貼付された商品は、原材料の出处が持続可能に管理された森林であることの信頼を提供する。

PEFC 評議会は、定期的な評価の下に PEFC 評議会の要求事項への適合を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

序論

この手順文書の目的は、理事会の会長、2名の副会長、および理事会メンバーの指名および選任に関する規則および手順を解説することにある。

このガイド文書は、ガイド文書 GL3 を編集の上でレビューし、これを更新の上再発行したものであり、2018年10月5日を以ってこれに代替する。

1 適用範囲

このガイド文書は、PEFC 評議会定款第 5 条および第 6 条に基づく理事会の会長、2 名の副会長、および理事会メンバーの指名および選任に関する要求事項を定める。

2 引用規格

PEFC 評議会定款

3 用語と定義

本文書の目的のために、下記の用語と定義が適用される。

3.1 PEFC 手順文書

PEFC 評議会および/または PEFC 各国認証管理団体（NGB）が PEFC の定款、使命、および目的を達成するために順守すべき必須手順を規定する文書。

4 理事会の構成

理事会は、総会によって選出された会長、2 名の副会長、および 2 名から 12 名の理事会メンバーによって構成される。（PEFC 定款第 6 条）

理事会メンバーは、3 年の任期で選任され、理事会メンバーの 3 分の 1 はそのうちのどの年度においても再任の資格を有する。理事会メンバーの再任については、3 年間の任期が可能である。理事会メンバーが最初の任期を 3 年以内として選任された場合は、その後 3 年の任期で 2 回の就任が可能である。

理事会メンバーの構成は、PEFC をサポートする主要な関係者、メンバーの地理的な分布、年次の木材伐採カテゴリーの多様性、および、適切な性別上の均衡を反映することを目指すべきである。（PEFC 定款第 6.2 項参照）

主要な関係者とは、国際連合とアジェンダ 21 が定める市民社会の 9 つの主要なグループであり、森林所有者、森林管理者、森林関連業者/加工業者、商工組合/労働、売買業者、保護団体（環境 NGO）、政府（公共）機関、科学・教育関係者、先住民/地域社会、消費者、およびその他の木材利用者が含まれる。

理事会構成に関する要求事項は、指名委員会を通して達成されなければならない。

5 PEFC メンバーの指名

PEFC 評議会事務局は、3種類のポジション（会長、副会長、理事会メンバー）に関するそれぞれ別個の指名用紙を、NGB および国際ステークホルダー・メンバー（以降、両者ともにメンバーと呼ぶ）に宛てて総会の日付より少なくとも3か月前に発行する。

指名用紙は、用紙の中に表示される日付までに PEFC 評議会事務局に宛てて回答されなければならない。表示される日付は、少なくとも総会の2か月以前でなければならない。

指名は、メンバー2名（NGB および/または国際ステークホルダー・メンバー）による支持を得なければならない。NGB メンバーである場合、指名用紙はその組織の会長または副会長によって署名されなければならない。国際ステークホルダー・メンバーの場合、指名用紙は認められた代表者によって署名されなければならない。

また、指名者を受ける者も用紙に署名をしなければならない。これは、指名への同意および会長、副会長、または理事会メンバーの立場が意味するものに対する理解を表すためである。

6 指名委員会

3名の指名委員会（NC）のメンバー1名は、少なくとも2名のメンバーによる提案を考慮した理事会による推薦に基づいて、総会により3年の任期を以って年次に指名される。指名を受けた候補者は、連続2期にわたる就任が可能である。（NCメンバーが当初3年以下の任期として指名された場合、それ以降は3年の任期で2期就任することができる。）

NCの役割は、理事会の構成がPEFC評議会定款第6条2項にある要求事項を満たしていることを確実にすることにある。

「理事会の構成は、PEFCをサポートする主要な関係者、メンバーの地理的な分布、年次の木材伐採のカテゴリ、および適切な性別上の均衡を反映することを目指したものでなければならない。

指名委員会は下記を任務とする。

- a) メンバーに対し、指名用紙がメンバーに配布された際に被指名者に関してどのような資格および経験が求められているかに関して知らせる。
- b) メンバーから提出された指名を勧案する
- c) 適切である場合、PEFC評議会定款第6条2項の要求事項が理事会の構成に反映されることを確実にするために、指名メンバーおよび候補者と、候補者リストの提案を視野に入れた議論する。
- d) 会長、副会長および理事会メンバーの空席状況に関する指名委員会の総会資料用の提案書を準備し、総会に先立ってそれが総会資料とともに回覧されることを確実にする。
- e) 指名委員会の提案書が、総会に上程されることを確実にする。
- f) 委員会自身の会長を選出し、上記の任務の遂行方法を決定する。

PEFC 評議会事務局は、指名委員会に対して事務的な役割の上で利用可能でなければならない。

7 会長、副会長および理事会メンバーの選任

会長、副会長および理事会メンバーは、指名委員会の提案に基づいて総会によって選任される。